

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 1 月 26 日 (火) 第 177 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (5件) (砂防課取扱い) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 6
- 臨港地区内の分区の指定の変更 (3件) (港湾空港課取扱い) 9

公 告

- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 13

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 90 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令 和 3 年 1 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市海潟字三角1347番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）浦谷地区名主段換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年1月27日から同年2月25日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）浦谷地区歌丸換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年1月27日から同年2月25日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第93号

土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備型）（旧：県営農地環境整備）（農業用排水施設整備，農道整備及び暗渠排水）上下大迫地区の工事は、令和元年12月24日に完了した。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から令和2年6月30日鹿児島県告示第640号で告示した公共測量の実施は、令和3年1月15日終了した旨の通知があった。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年1月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字野崎道1579番3地先から同町大字茶花字窪舎1573番1地先まで	前後	7.3～13.3	170.0
				7.3～16.8	170.0

鹿児島県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年1月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字野崎道1579番3地先から同町大字茶花字窪舎1573番1地先まで	令和3年1月26日

鹿児島県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年1月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町持留字尾ノ鼻1182番3地先から同町持留字尾ノ鼻沖1935番1地先まで	令和3年1月26日

鹿児島県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・本俣1, 急・中津俣2, 急・榎段1, 急・本俣3, 急・中津俣3, 急・中津俣5, 急・榎段3, 急・大久保4, 急・大久保8, 急・堀4, 急・津田1, 急・堀5, 急・上園1, 急・上園3, 急・小鷹1, 急・原1, 急・穴野上3, 急・穴野上1, 急・穴野上2, 急・高城1, 急・平木場1, 急・宇都1, 急・祢地山1, 急・境谷1, 急・城内1, 急

		<p>・白岩1，急・大原1，急・内水地1，急・内水地上1，急・下水地1，急・小ヶ嶺1，急・妙甘ヶ宇都1，急・百木野段1，急・小ヶ嶺3，急・前平4，急・牟田平1，急・下山口1，急・上山口1，急・船戸1，急・鳥山1，急・山仁田1，急・桜木1，急・井場ヶ迫1，急・水上1，急・前迫1，急・小木場1，急・川内牟田1，急・小藏ヶ迫1，急・時吉1，急・北牟田1，急・木無礼1，急・淵之上1，急・八幡馬場1，急・北ノ口1，急・並松1，急・喜入口1，急・東原1，急・峯脇1，急・峯脇2，急・越巢1，急・童久保1，急・前ノ迫1，急・柏木1，急・白石1，急・陣之尾1，急・陣之尾5，急・湯尻1，急・石間伏1，急・春日原1，急・川内北迫1，急・土器菌1，急・論地迫1，急・折掛1，急・赤岩1，急・野首1，急・建石1，急・下永崎1，急・西永崎1，急・川内向原1，急・馬師平1，急・下手1，急・大手1，急・鑓口1，急・猫岡1，急・長谷口1，急・安国寺1，急・羽山1，急・上ノ原1，急・後ヶ迫1，急・後ヶ迫2，急・野首4，急・砂入1，急・川原1，急・上野2，急・寺田1，急・永山1，急・和田2，急・滑川1，急・松ヶ迫1，急・源八1，急・置石2，急・勝目迫2，急・上轟1，急・東陣1，急・拂川1，急・大畠1，急・西平1，急・小久留主1及び急・小久留主3</p>
土石流	薩摩川内市	<p>土・本俣1，土・中津俣8，土・中津俣11，土・中津俣13，土・本俣3，土・本俣7，土・本俣8，土・本俣9，土・本俣14，土・大久保12，土・大久保13，土・中津俣14，土・中津俣15，土・中津俣16，土・中津俣18，土・榎段6，土・榎段7，土・大久保19，土・大久保22，土・大久保23，土・大久保24，土・大久保26，土・大久保27，土・堀3，土・堀5，土・津田8，土・津田9，土・津田10，土・堀6，土・鳥丸上1，土・堀7，土・堀8，土・堀9，土・小鷹1，土・小鷹2，土・小鷹5，土・鳥丸上5，土・鳥丸上6，土・鳥丸上7，土・鳥丸上8，土・鳥丸上11，土・鳥丸上12，土・鳥丸上13，土・鳥丸上15，土・小鷹6，土・上園3，土・原2，土・平木場1，土・子田形1，土・山口1，土・小田1，土・内野々1，土・内野々2，土・篠目山1，土・鳥丸中1，土・鳥丸中2，土・鳥丸中6，土・鳥丸中10，土・鳥丸中11，土・鳥丸中12，土・鳥丸中14，土・鳥丸中18，土・門口1，土・二ツ石1，土・斧研1，土・田熊池1，土・田熊池2，土・竹山1，土・倉谷1，土・童久保1，土・南川1，土・長谷1，土・尼井1，土・前平1，土・前平2，土・山神迫1，土・神田3，土・長谷口1及び土・大迫1</p>

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・小久留主1及び急・小久留主3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・本俣1，急・中津俣2，急・榎段1，急・本俣3，急・中津俣3，急・中津俣5，急・榎段3，急・大久保4，急・大久保8，急・大久保10，急・大久保11，急・堀4，急・津田1，急・堀5，急・上園1，急・上園3，急・小鷹1，急・北迫1，急・原1，急・原24，急・宍野上3，急・原25，急・原26，急・宍野上1，急・宍野上4，急・宍野上2，急・高城1，急・平木場1，急・宇都1，急・宇都13，急・祢地山1，急・境谷1，急・城内1，急・城内6，急・白岩1，急・大原1，急・内水地1，急・内水地上1，急・下水地1，急・小ヶ嶺1，急・妙甘ヶ宇都1，急・百木野段1，急・百木野段2，急・小ヶ嶺3，急・前平4，急・牟田平1，急・下山口1，急・上山口1，急・小永山1，急・湯之牟礼1，急・砂岳4，急・加治屋1，急・久見崎1，急・前向1，急・山ノ口3，急・上野3，急・倉浦1，急・長崎1，急・長崎2，急・長崎3，急・瀬戸地1，急・瀬戸地2，急・諏訪山1，急・上野4，急・瀬戸地3，急・瀬戸地4，急・永田1，急・牟田1，急・諏訪山2，急・瀬戸地5，急・郷嶋1，急・牟田2，急・牟田3，急・土川1，急・毎床1，急・小麦川1，急・小麦川2，急・段子石1，急・小麦川3，急・金剛橋1，急・隈之城1，急・青山1，急・尾白江1，急・尾白江2，急・山之口16，急・高貫1，急・高貫2，急・堀之内前1，急・乗越1，急・堀之内前2，急・都町南1，急・都1，急・柿田1，急・都2，急・木場茶屋1，急・柿田2，急・柿田3，急・柿田4，急・柿田5，急・木場茶屋2，急・小久留主1，急・小久留主3，急・船戸1，急・鳥山1，急・山仁田1，急・桜木1，急・井場ヶ迫1，急・水上1，急・前迫1，急・小木場1，急・井場ヶ迫2，急・井場ヶ迫3，急・桜木2，急・川内牟田1，急・山田2，急・小藏ヶ迫1，急・時吉1，急・北牟田1，急・碓山2，急・木無礼1，急・渕之上1，急・八幡馬場1，急・天神坊1，

		急・北ノ口1, 急・並松1, 急・白坂原1, 急・喜入口1, 急・東原1, 急・峯脇1, 急・峯脇2, 急・峯脇3, 急・越巢1, 急・童久保1, 急・前ノ迫1, 急・柏木1, 急・原口2, 急・白石1, 急・陣之尾1, 急・陣之尾5, 急・湯尻1, 急・石間伏1, 急・春日原1, 急・北迫2, 急・迫田2, 急・土器藪1, 急・論地迫1, 急・折掛1, 急・赤岩1, 急・野首1, 急・権現迫1, 急・建石1, 急・下永崎1, 急・西永崎1, 急・向原1, 急・馬師平1, 急・万徳原1, 急・下手1, 急・大手1, 急・大手2, 急・鑓口1, 急・猫岡1, 急・長谷口1, 急・安国寺1, 急・尾下1, 急・羽山1, 急・上ノ原1, 急・後ヶ迫1, 急・後ヶ迫2, 急・薩摩迫1, 急・野首4, 急・砂入1, 急・川原1, 急・上野2, 急・羽山2, 急・城下3, 急・寺田1, 急・永山1, 急・和田2, 急・塩井1, 急・永山3, 急・滑川1, 急・松ヶ迫1, 急・源八1, 急・源八2, 急・置石2, 急・勝目迫2, 急・上轟1, 急・東陣1, 急・拂川1, 急・大畠1, 急・塩井2及び急・西平1
土石流	薩摩川内市	土・本俣1, 土・中津俣8, 土・中津俣11, 土・中津俣13, 土・本俣3, 土・本俣7, 土・本俣8, 土・本俣9, 土・本俣14, 土・大久保12, 土・大久保13, 土・中津俣14, 土・中津俣15, 土・中津俣16, 土・中津俣18, 土・榎段6, 土・榎段7, 土・大久保19, 土・大久保22, 土・大久保23, 土・大久保24, 土・大久保26, 土・大久保27, 土・堀3, 土・堀5, 土・津田8, 土・津田9, 土・津田10, 土・堀6, 土・鳥丸上1, 土・堀7, 土・堀8, 土・堀9, 土・小鷹1, 土・小鷹2, 土・小鷹5, 土・鳥丸上5, 土・鳥丸上6, 土・鳥丸上7, 土・鳥丸上8, 土・鳥丸上11, 土・鳥丸上12, 土・鳥丸上13, 土・鳥丸上15, 土・小鷹6, 土・上園3, 土・原2, 土・平木場1, 土・子田形1, 土・山口1, 土・小田1, 土・内野々1, 土・内野々2, 土・篠目山1, 土・火打小野1, 土・鳥丸中1, 土・鳥丸中2, 土・鳥丸中6, 土・鳥丸中10, 土・鳥丸中11, 土・鳥丸中12, 土・鳥丸中14, 土・鳥丸中18, 土・小田2, 土・久見崎1, 土・倉浦1, 土・長崎1, 土・長崎2, 土・上野1, 土・瀬戸地1, 土・瀬戸地2, 土・瀬戸地3, 土・城2, 土・土川1, 土・土川2, 土・毎床1, 土・小麦川1, 土・高原1, 土・下木場1, 土・中福良上1, 土・木場茶屋1, 土・乗越1, 土・柿田1, 土・柿田2, 土・柿田3, 土・門口1, 土・二ツ石1, 土・斧研1, 土・田熊池1, 土・田熊池2, 土・竹山1, 土・倉谷1, 土・童久保1, 土・南川1, 土・長谷1, 土・尼井1, 土・前平1, 土・前平2, 土・山神迫1, 土・神田3, 土・長谷口1及び土・大迫1
地滑り	薩摩川内市	地・吉野山1及び地・牛除1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・本俣1, 急・中津俣2, 急・榎段1, 急・本俣3, 急・中津俣3, 急・中津俣5, 急・榎段3, 急・大久保4, 急・大久保8, 急・大久保10, 急・大久保11, 急・堀4, 急・津田1, 急・堀5, 急・上園1, 急・上園3, 急・小鷹1, 急・北迫1, 急・原1, 急・原24, 急・宍野上3, 急・原25, 急・原26, 急・宍野上1, 急・宍野上4, 急・宍野上2, 急・高城1, 急・平木場1, 急・宇都1, 急・宇都13, 急・祢地山1, 急・境谷1, 急・城内1, 急・城内6, 急・白岩1, 急・大原1, 急・内水地1, 急・内水地上1, 急・下水地1, 急・小ヶ嶺1, 急・妙甘ヶ宇都1, 急・百木野段1, 急・百木野段2, 急・小ヶ嶺3, 急・前平4, 急・牟田平1, 急・下山口1, 急・上山口1, 急・小永山1, 急・湯之牟礼1, 急・砂岳4, 急・加治屋1, 急・久見崎1, 急・前向1, 急・山ノ口3, 急・上野3, 急・倉浦1, 急・長崎1, 急・長崎2, 急・長崎3, 急・瀬戸地1, 急・瀬戸地2, 急・諏訪山1, 急・上野4, 急・瀬戸地3, 急・瀬戸地4, 急・永田1, 急・牟田1, 急・諏訪山2, 急・瀬戸地5, 急・郷嶋1, 急・牟田2, 急・牟田3, 急・土川1, 急・毎床1, 急・小麦川1, 急・小麦川2, 急・段子石1, 急・小麦川3, 急・金剛橋1, 急・隈之城1, 急・青山1, 急・尾白江1, 急・尾白江2, 急・山之口16, 急・高貫1, 急・高貫2, 急・堀之内前1, 急・乗越1, 急・堀之内前2, 急・都町南1, 急・都1, 急・柿田1, 急・都2, 急・木場茶屋1, 急・柿田2, 急・柿田3, 急・柿田4, 急・柿田5, 急・木場茶屋2, 急・小久留主1, 急・小久留主3, 急・船戸1, 急・鳥山1, 急・山仁田1, 急・桜木1, 急・井場ヶ迫1, 急・水上1, 急・前迫1, 急・小木場1, 急・井場ヶ迫2, 急・井場ヶ迫3, 急・桜木2, 急・川内牟田1, 急・山田2, 急・小藏ヶ迫1, 急・時吉1, 急・北牟田1, 急・碓山2, 急・木無礼1, 急・渕之上1, 急・八幡馬場1, 急・天神坊1, 急・北ノ口1, 急・並松1, 急・白坂原1, 急・喜入口1, 急・東原1, 急・峯脇1, 急・峯脇2, 急・峯脇3, 急・越巢1, 急・童久保1, 急・前ノ迫1, 急・柏木1, 急・原口2, 急・白石1, 急・陣之尾1, 急・陣之尾5, 急・湯尻1, 急・石間伏1, 急・春日原1, 急・北迫2, 急・迫田2, 急・土器菌1, 急・論地迫1, 急・折掛1, 急・赤岩1, 急・野首1, 急・権現迫1, 急・建石1, 急・下永崎1, 急・西永崎1, 急・向原1, 急・馬師平1, 急・万徳原1, 急・下手1, 急・大手1, 急・大手2, 急・鑪口1, 急・猫岡1, 急・長谷口1, 急・安国寺1, 急・尾下1, 急・羽山1, 急・上ノ原1, 急・後ヶ迫1, 急・後

		ヶ迫 2, 急・薩摩迫 1, 急・野首 4, 急・砂入 1, 急・川原 1, 急・上野 2, 急・羽山 2, 急・城下 3, 急・寺田 1, 急・永山 1, 急・和田 2, 急・塩井 1, 急・永山 3, 急・滑川 1, 急・松ヶ迫 1, 急・源八 1, 急・源八 2, 急・置石 2, 急・勝目迫 2, 急・上轟 1, 急・東陣 1, 急・拂川 1, 急・大畠 1, 急・塩井 2 及び急・西平 1
土石流	薩摩川内市	土・本俣 1, 土・中津俣 8, 土・中津俣 11, 土・中津俣 13, 土・本俣 3, 土・本俣 7, 土・大久保 12, 土・大久保 13, 土・中津俣 14, 土・中津俣 15, 土・中津俣 16, 土・中津俣 18, 土・榎段 6, 土・榎段 7, 土・大久保 19, 土・大久保 22, 土・大久保 23, 土・大久保 26, 土・大久保 27, 土・堀 3, 土・堀 5, 土・津田 8, 土・津田 9, 土・津田 10, 土・堀 7, 土・堀 8, 土・堀 9, 土・小鷹 1, 土・小鷹 2, 土・小鷹 5, 土・鳥丸上 6, 土・鳥丸上 7, 土・鳥丸上 8, 土・鳥丸上 11, 土・鳥丸上 12, 土・鳥丸上 13, 土・鳥丸上 15, 土・上園 3, 土・原 2, 土・平木場 1, 土・子田形 1, 土・内野々 1, 土・内野々 2, 土・篠目山 1, 土・鳥丸中 1, 土・鳥丸中 2, 土・鳥丸中 6, 土・鳥丸中 10, 土・鳥丸中 11, 土・鳥丸中 12, 土・鳥丸中 14, 土・鳥丸中 18, 土・小田 2, 土・久見崎 1, 土・倉浦 1, 土・長崎 1, 土・長崎 2, 土・上野 1, 土・瀬戸地 1, 土・瀬戸地 2, 土・土川 1, 土・土川 2, 土・毎床 1, 土・小麦川 1, 土・高原 1, 土・下木場 1, 土・木場茶屋 1, 土・乗越 1, 土・柿田 2, 土・柿田 3, 土・門口 1, 土・斧研 1, 土・田熊池 1, 土・田熊池 2, 土・竹山 1, 土・倉谷 1, 土・長谷 1, 土・尼井 1, 土・前平 1 及び土・大迫 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 1 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	枕崎市	地・美初 1
	南さつま市	地・宮田 1, 地・小崎 1, 地・大崩 1, 地・山野 1, 地・大当 1, 地・片浦 1, 地・黒瀬 3, 地・今岳 1, 地・上野 1, 地・平崎 1, 地・今村 1, 地・宇都 1, 地・松葉江 1 及び地・矢杖 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	垂水市	地・松尾1，地・二川1及び地・高塚1
	肝付町	地・波見1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	伊佐市	地・木地山1
	湧水町	地・栗野岳1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	十島村	地・口之島1及び地・中之島1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第106号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、米之津港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び北薩地域振興局建設部建設総務課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

米之津港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

分 区 名	区 域
商 港 区	出水市米ノ津町及び境町の各一部
漁 港 区	出水市米ノ津町及び境町の各一部
工 業 港 区	出水市米ノ津町及び境町の各一部
修景厚生港区	出水市米ノ津町及び境町の各一部

鹿児島県告示第107号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、宮之浦港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び熊毛支庁屋久島事務所総務企画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

宮之浦港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

分 区 名	区 域
商 港 区	熊毛郡屋久島町大字宮之浦字物ヶ峯，字田尻，字水洗尻，字火ノ上山及び字釋加堂ノ下の各一部
漁 港 区	熊毛郡屋久島町大字宮之浦字物ヶ峯の一部
保 安 港 区	熊毛郡屋久島町大字宮之浦字物ヶ峯及び字水洗尻の各一部
修景厚生港区	熊毛郡屋久島町大字宮之浦字火ノ山上の一部

鹿児島県告示第108号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、安房港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び熊毛支庁屋久島事務所総務企画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

安房港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

分 区 名	区 域
商 港 区	熊毛郡屋久島町大字安房字向エ野，字新町及び字新次山の各一部
漁 港 区	熊毛郡屋久島町大字安房字向エ野及び字新町の各一部
保 安 港 区	熊毛郡屋久島町大字安房字新次山の一部

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
タブレットパソコン 522台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で

あること。

- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和3年1月26日から同年2月3日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)
 - (4) 入札書の提出期限
令和3年2月24日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和3年2月24日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）入札室
 - (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Tablets Without Keyboards:522Units

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 24 February 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年1月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P笑ウせえるすまん最後の忠告M P Y 2	株式会社サンセイアー ルアンドディ	0P1410
ぱちんこ遊技機	P ガールフレンド（仮）M 2 - K Y T 5 0 0	株式会社ニューギン	0P1408
回胴式遊技機	S パチスロラブ嬢 2 プラス L 4	株式会社オリンピア	0S1377
回胴式遊技機	S 絶対衝激Ⅲ S S	株式会社スパイキー	0S1415